

今月の納税

固定資産税…2期  
国民健康保険税  
介護保険料  
後期高齢者医療保険料

…1期

納期限7月31日月

コンビニエンスストアでも納付できます。  
また、便利で確実な口座振替も  
ご利用ください。

平成29年度の国民年金保険料は月額16,490円  
免除などの申請受け付け開始

国民年金保険料は  
納付期限までに納めましょう

保険料を納め忘れた状態で、万一障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、保険料免除制度や納付猶予制度があるので、保険室窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にあります。

平成29年度の免除などの受け付けは7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年の法律改正により、2年1ヵ月前の分まで免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している人は、ご相談ください。



保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用したの納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、保険料を納期限までに納めていない人に対して、早期に納めていただくよう案内を行ってまいります。未納のまま放置すると、督促が送付されます。さらに指定期限までに納付がない場合は、延滞金を課されるだけではなく、納付義務者(被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主)の財産を差し押さえられることがありますので、早めの納付をお願いします。

▼相談 問合せ先

茨川年金事務所 国民年金課  
☎22・1607

健康福祉課 保険室

☎26・2249(直通)

「まかせて会員」募集説明会開催

「まかせて会員」として活動してみたいと思っている人の不安を解消するため、「まかせて会員活動内容」について説明会を開催します。ぜひご参加ください。

「まかせて会員」として活動してみたいと思っている人の不安を解消するため、「まかせて会員活動内容」について説明会を開催します。ぜひご参加ください。

- 日 期 8月24日(土)
- 時 間 午後1時30分～3時30分
- 場 所 役場2階第2会議室
- 内 容 しぶかわファミリー・サポート・センター事業について子育て支援サービスについて



▼申込方法

7月28日(金)～8月14日(月)に、しぶかわファミリー・サポート・センター(☎22・5200)へ電話で申し込みをしてください。

※受付時間は祝祭日を除く(金)の午前9時～午後5時

▼その他

説明会参加後、「まかせて会員」として活動していただける人には、援助活動がスムーズに行えるように、研修受講のご案内をします。さらなるスキルアップを図ることができます。

▼問合せ先

健康福祉課 ども福祉室  
☎26・2248(直通)

## 8月1日☉から新しくなります 後期高齢者医療被保険者証

保健医療機関で提示する後期高齢者医療被保険者証が8月1日☉から新しくなります。  
**緑色**の新しい被保険者証を7月中に郵送します。

8月以降、今までの水色の被保険者証は使えません。

### 医療費の自己負担割合

平成30年7月末までの自己負担割合は、同一世帯の被保険者の平成29年度の住民税課税所得により判定されます。

◆**住民税課税所得**  
145万円以上 3割負担  
145万円未満 1割負担

※ただし、3割負担に該当する人でも平成28年中の収入額が次の①～③のいずれかに該当するときは、申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に1人で、収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に2人以上で、収入額合計が520万円未満



③同一世帯に70～74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

**住民税非課税世帯**の被保険者は、医療機関の窓口へ限度額適用・標準負担額減額認定証を提示すると医療費の窓口負担や入院時の食事代などの自己負担額が軽減されます。

現在お持ちの認定証の有効期限は、**平成29年7月31日**です。引き続き軽減を受けるためには、8月中に新しい認定証の交付申請手続きをしてください。

※なお、次の2つの条件に該当する人については申請手続きを省略し、平成29年8月1日から使用できる認定証を被保険者証に同封します。

- ①前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、現在も該当する人
- ②平成29年度も引き続き住民税非課税世帯に該当する人

### 短期被保険者証

通常、被保険者証の更新期間は1年間ですが、保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる資格証明書を交付する場合があります。

### 臓器提供意思表示欄について

被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器提供意思表示欄に記入(任意)することで、提供意思を表示できます。

なお、臓器提供意思表示欄への記入は任意です。必ず記入しなければならぬものではありません。

### 問合せ先

健康福祉課 保険室  
☎26・2249(直通)  
群馬県後期高齢者医療広域連合  
☎027・256・7125



## 戦没者などの遺族の皆さまへ 特別弔慰金の支給

戦争で亡くなった軍人軍属などの遺族へ、特別弔慰金が国債により支給されます。

▼**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

▼**支給対象者** 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者の死亡時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により平成27年4月1日現在で氏が変わっている人は除く)

④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤①～④以外の三親等内の親族(戦没者死亡時まで引き続き1年以上生計を共にしていた人に限る)

▼**請求期限**  
平成30年4月2日(月)

▼**請求手続き・問合せ先**  
町民生活課 町民サービス室

☎26・2244(直通)

# 緊急時の電話相談先

## 群馬子ども緊急相談 ☎ #8000

子どもの具合が悪くなったとき、保健師や看護師が電話で相談に応じます。

**受付時間** 月～土 午後6時～翌朝午前8時  
日・祝・年末年始 午前9時～翌朝午前8時

ダイヤル回線、IP電話の場合は、携帯電話から☎03-5524-8135へ ※通話料は**有料**です

### 福祉医療費制度の対象者

(自己負担が無料になります)

<b>子ども</b>	0歳～中学校3年生まで
<b>重度心身障害者</b> (高齢重度障害者含む)	障害年金1級
	身体障害者手帳1・2・3級 ※3級は入院のみ
	療育手帳A判定
	特別児童扶養手当1級
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第3号に規定する精神通院医療適用者 ※精神通院のみ
<b>母子・父子家庭等</b>	所得税非課税者で下記に該当する人
	・18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭 ・18歳未満の父母のいない子ども (※18歳未満とは、18歳に達する日以後最初の3月31日まで)

### 母子・父子家庭の皆さんへ

「母子・父子家庭等」に該当

「子ども」「重度心身障害者(高齢重度障害者を含む)」「母子・父子家庭等」を対象に、保険医療費の自己負担分を助成します。

県内の医療機関を受診する場合、健康保険証と一緒に福祉医療費受給資格者証を提示すると、自己負担が無料になります。対象者および申請に必要なものは、左記の表および以下のとおりです。

### 福祉医療費制度

保険医療費の自己負担分を助成します



する人は、福祉医療費受給資格者証を交付します。7月31日①までに申請してください。現在該当の人には、7月中に通知を発送します。

#### ▼受給者証の有効期間

8月1日～平成30年7月31日  
※平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの子どもは、平成30年3月31日まで

#### ▼資格要件

●18歳未満の子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)を扶養している母子・父子家庭

●18歳未満で父母のいない子ども(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)

※いずれも平成29年度所得税が非課税の人(法改正により年少扶養控除および特定扶養控除が廃止となりましたが、廃止がなかったものとして計算された所得税が0円となる場合は、所得税が非課税であると見なします。)

※なお、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません。

#### ▼申請に必要なもの

□健康保険証 □印鑑  
□平成29年度の所得の証明書(平成28年中の所得と控除がわかるもの)  
※1月1日以降に町へ転入した人  
□戸籍謄本  
※本籍地が町外の人

中学生までの医療費無料化制度は、社会全体で子どもを支えるためのもので、皆さんの税金でまかなわれていきます。将来にわたり維持していくために、制度の仕組みや目的をご理解のうえで受診をお願いします。

#### ▼問合せ先

健康福祉課 保険室  
☎26・2249(直通)

身体障がい・知的障がいのある皆さまへ

### 理容美容利用券について

町では、身体障がい者(児)・知的障がい者(児)に理容美容利用券を交付しています。

1枚2千円分で、該当者には7月にはがきで交付します。

※年間1枚のみ

#### ▼対象者

4月1日時点で、町に住む在宅の身体障害者手帳および療育手帳所持者

#### ▼利用方法

はがきに署名・押印の上、町内の理容・美容店で利用してください。

※町内の各理容・美容店へ町から協力依頼をしますが、対応の有無については事前に各店へお問合せください。

#### ▼問合せ先

保健センター  
☎54・7744(直通)



⚠️ 水路に草刈後の草やごみなどを捨てないでください

ご協力をお願いします

近年では、夏に草刈り後の草やごみで水路が詰まり、民家や田畑、道路に被害が出る事故が発生しています。また、水路に草やごみが詰まることにより水が流れなくなり、水路を利用できなくなるケースも多く見られています。

今後このような事故が発生すると、水路を利用する農業者や付近の住民に大変迷惑をかけることとなります。水路へ草やごみなどを捨てないよう、ご協力をお願いします。

▼問合せ先

産業建設課 用地管理室  
☎ 26・2279 (直通)



水路に詰まっていた草やごみ



水路が詰まっている様子

下水道排水設備

指定工事店へのお願い

「下水道排水設備工事責任技術者」資格の制度改正により、資格の有効期限が5年と定められました。本年度が期限となる責任技術者は講習の受講が必要です。

**講習を受講しないと資格が失効となります**ので、自社の責任技術者の資格更新の状況に注意してください。



新成人の門出を祝う  
**平成30年成人式のご案内**

新成人の門出を祝して「平成30年吉岡町成人式」を開催します。

期 日 平成30年1月7日(日)  
時 間 午前10時(午前9時30分受け付け開始)  
場 所 文化センターホール  
対 象 者 平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれで、町に住民登録を有する人、または吉岡中学校を卒業した人。  
※該当者には11月下旬に案内はがきを送付します。

問合せ先

教育委員会事務局 生涯学習室 ☎ 54・1054 (直通)



**無料税務相談を  
行います**

▼期 日 7月18日(日)  
▼時 間 午後1時30分～4時  
▼場 所 役場2階第1会議室  
▼問合せ先 財務課 税務室  
☎ 26・2237 (直通)

▼申込締切 7月31日(月)  
▼問合せ先 上下水道課 下水道室  
☎ 26・2284 (直通)


▼対象者(該当者には書類を送付済みです。)  
●平成24年度に群馬県下水道協会(旧日本下水道協会群馬県支部)の責任技術者更新(経過措置)講習を受講した人  
●平成24年度に同協会による責任技術者資格認定共通試験に合格し、責任技術者証の交付を受けた人(技術者証の有効期限が平成30年3月31日の人)

平成29年度 吉岡町公民館事業教養講座

## 『英語に親しもう!!』 受講生募集


町のALTマイケル先生と英語を学びませんか?  
英語に触れたい、楽しみたい、そんな人を大募集します!

- ★期 日 8月22日㊦、23日㊦(どちらか1日)
- ★時 間 午後2時～3時30分
- ★場 所 コミュニティーセンター大ホール
- ★対象者・定員 町内在住・在勤の成人  
各回15人(先着順)
- ★講 師 ALTマイケル先生
- ★持 ち 物 筆記用具
- ★参加費 無料
- ★申込方法 電話または窓口で申し込みをしてください。  
電話の場合：受付時間は午前9時～午後5時  
(平日のみ。土・日・祝日を除く)  
窓口の場合：受付時間は午前9時～午後5時  
(土・日・祝日も可能)
- ★申込期間 7月18日㊦～8月8日㊦
- ★申し込み・問合せ先  
教育委員会事務局 生涯学習室(文化センター窓口)  
☎54-1054(直通)




### 老人福祉センターいこいの家八幡開放事業

#### 習字教室

- 期 日 7月25日㊦、26日㊦  
(どちらか1日)
  - 時 間 午前9時30分～11時30分
  - 対 象 小学1～6年生
  - 持 ち 物 半紙・習字道具  
※条幅を書く人は申し込みのはがきに「条幅希望」と記載の上、条幅用半紙・条幅用下敷きを持参してください。
  - 定 員 20人(※申込多数の場合は抽選)
  - 申込締切 7月10日㊦
  - 申込方法 往復はがき(124円のみ)  
〒370-3604 吉岡町南下1333-4  
吉岡町社会福祉協議会「小学生向け教室」係  
教室名、希望日、住所、氏名、学年、電話番号を記入
- 

#### えいごであそぼ教室 ～歌って踊って楽しく英語と触れ合おう～

ビンゴゲームなどをしながら楽しく英語と触れ合います

- 期 日 7月27日㊦
  - 時 間 午前10時～11時30分
  - 対 象 小学1～3年生
  - 持 ち 物 筆記用具
  - 定 員 20人(※申込多数の場合は抽選)
  - 申込締切 7月13日㊦
  - ※きょうだいでのご参加も歓迎です!
  - 申込み先 社会福祉協議会 ☎54-3930
- 

●問合せ先 社会福祉協議会 ☎54-3930



## 「男女共同参画社会」って何だろう？



男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

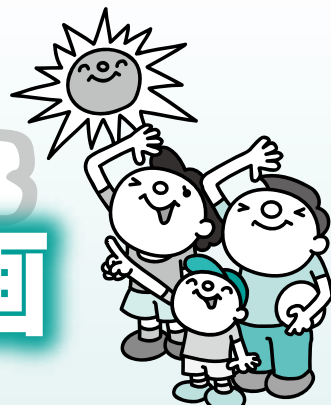
町では、吉岡町男女共同参画基本計画の策定に向けて、今年度住民意識調査を行います。また、広報にて男女共同参画に関する情報をわかりやすくお伝えする予定です。

▶問合せ先 町民生活課 町民サービス室 ☎26-2244(直通)



# 参加者大募集

# 2017 夏休み特別企画



## 子どもときめき講座

夏休みだからできること！  
教室に参加していろいろな体験をしてみよう！

教室名・講師	期日・時間・会場	内容	参加対象・定員	費用	申込締切
ガラスアート 秦美枝子先生	8月3日Ⓢ ①午前10時～正午 ②午後1時30分～3時30分 文化センター和室	出来上がりはまるでステンドグラス!すてきなコースターを作ろう!	小学生 各回40人	700円	7月20日Ⓢ
えいごであそぼう ALTの先生	8月22日Ⓢ・23日Ⓢ ①午前9時45分～10時30分 ②午前10時45分～11時30分 コミュニティーセンターホール	英語で先生と歌を歌ったりゲームをしたり楽しくあそぼう!	小学1・2年生 各回15人	無料	

### ▶申込方法

#### ●普通はがきまたはFAX

※記載事項①子ども氏名(フリガナ) ②性別 ③学年 ④電話番号 ⑤住所 ⑥教室名(複数可) ⑦FAX番号(FAX申し込みのみ)

#### ●生涯学習室(文化センター)窓口

※午前9時～午後5時(土・日・祝日可)

### ▶申し込み・問合せ先

教育委員会事務局 生涯学習室 〒370-3692 吉岡町大字下野田560番地 ☎54-1054(直通) FAX 54-8448

### ▶注意事項

- きょうだいでも1人ずつ申し込みをしてください。
- 複数の教室への申し込みも可能ですが、申し込み多数の場合は教育委員会で抽選し、当選者のみにご案内します。
- 材料を準備する都合上、欠席の場合でも教材費のお支払いをお願いします。
- 教室の日程などは場合により変更することがあります。その際にご連絡します。
- 受講時間は、教育委員会で決定します。ご了承ください。
- 記入していただいた個人情報は、該当教室以外には使用しません。
- その他、詳細・注意事項については小学校にて配布をしたチラシをご覧ください。



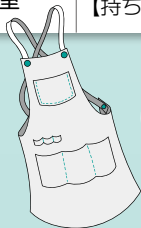
## 親と子の料理教室

教室名・講師	期日・時間・会場	内容・持ち物	参加対象・定員	費用	申込期間
親と子の料理教室 食生活改善推進員	8月6日Ⓢ 午前10時～午後1時30分 保健センター調理室	いろいろな料理を家族みんなで作ります。きょうだいでの参加も大歓迎です。 【持ち物】エプロン・三角巾	小学生と保護者 (祖父母でも可) 先着15組	大人300円 子供200円	7月18日Ⓢ ～21日Ⓢ

- アレルギーなどについて心配な人は、お気軽にご相談ください。

### ▶申し込み・問合せ先

保健センター ☎54-7744(直通)



### MENU

- サバ缶ポケットサンド
- ヨーグルトサラダ
- カラフル白玉ぜんざい
- 揚げない酢鶏
- 豚汁

※メニューは都合により変更になることがあります。

## 群馬県計量検定所主催 夏休みはかりの工作教室

教室名・講師	期日・時間・会場	内容・持ち物	参加対象・定員	費用	申込締切
はかりの工作教室 群馬県計量検定所	8月2日Ⓢ 午後1時30分～3時30分 文化センター工芸実習室	身近な材料でさおばかりを作り、お菓子などの計量を体験します。参加者全員に「パズル付き定規」をプレゼント! 【持ち物】牛乳などのパック飲料(1ℓ)の空き容器1個	小学3～6年生 先着15人	無料	7月26日Ⓢ

### ▶申し込み・問合せ先

群馬県計量検定所へ電話またはFAXで申し込みをしてください。

☎027-263-2436(平日午前8時30分～午後5時15分) FAX 027-263-3142

※FAXで申し込む場合は、任意の用紙に「工作教室(吉岡町)」と表記し、

①氏名 ②学校名 ③学年 ④電話番号を記載し送付してください。



※教室によって申し込み先や申込期間が異なります。お間違えのないよう申し込みをしてください。